

令和7年9月18日

鯖江市内 農家組合長の皆さま

- ☆ 渇水対策に対する補助制度があります【ウラ面参照】
- ☆ 可搬式ポンプの設置費用、燃料代等の半額を補助する事業です。
- ☆ 農地の一部分ではなく、水系単位または団地単位で被害を受けている場合が対象となります。
- ☆ この他に補助対象となるための細かな要件がありますので、ご希望される組合は、下記相談窓口までお問い合わせください。
- ☆ 申請の期限は、10月10日（金）です。

【相談窓口】

鯖江市 都市整備部 土木課

電話：53－2235

鯖江市 干ばつ対策事業補助金取扱いについて

1. 目的

異常気象に伴う農作物への被害を未然に防止するため、土地改良区等の団体が行う農業用水を緊急に確保するための干ばつ対策等に対し助成します。

2. 補助対象者

土地改良区、福井県農業協同組合、共同施行者、各集落の組織（農家組合、用水組合、耕作組合、町（区長））

3. 事業発動要件

連続旱天日数（5mm/日以下）が20日以上 もしくは 30 日間の総雨量 100mm 以下
※詳細な事業発動要件については土木課農林Gに問い合わせください。

4. 補助対象経費

① 工事費

- ・ 水路の掘削、井戸の掘削、送水管の設置、揚水機の設置およびこれらに伴う動力線の架設等の付帯工事
- ・ 干害・渇水対策に必要な仮設工事

② 購入費および賃借費

- ・ 揚水機および付属部品の購入等、賃借料、燃料費等（電力契約料および電気料含む）
- ・ 農業用水を確保するためのタンクの購入費および賃借または給水車、タンク車等の賃借料

主な補助対象外の経費は次のとおりです。

既存施設の更新・修理に係る費用は対象外。既存の補給水ポンプも対象外。
日当を含む労務費等の個人に支払われる経費は対象外。
※詳細については土木課農林Gに問い合わせください。

5. 対象農地

干ばつ対策を実施する一連の団地
（地域の圃区の一部ではなく、団地または水系で干ばつ対策を行うこと）

6. 補助率

補助対象経費の 50%以内

7. 補助金申請方法

鯖江市補助金等交付規則第 4 条により補助金等交付申請書（様式第 1 号）を土木課農林Gに提出してください。

※申請については、土地改良区、農家組合等の組織単位での申請となります。詳細な申請方法については、土木課農林Gにお問い合わせください。

8. 留意事項

補助金を申請される際には、『経費に係る領収書』『写真等』の提出が必要となりますので、あらかじめご留意ください。